

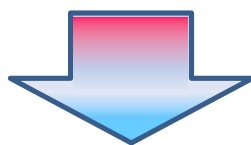
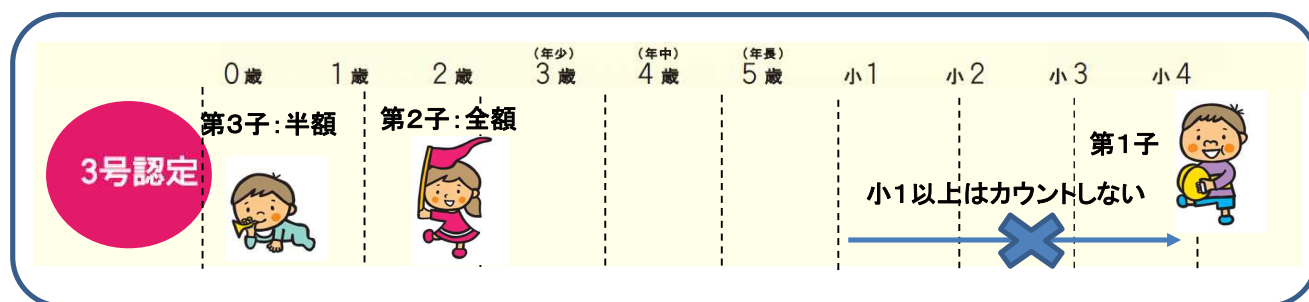
東京都における多子世帯に対する新たな支援について

令和元年10月1日から、多子世帯について、保育料の軽減措置が拡充されます。

保育サービスの利用者負担のイメージ

○ 現 状

- (1) 年収360万円以上の世帯では、小学校就学前の児童のみで、児童数をカウントしているため、第1子が小学生以上の場合は、認可保育所等に通う第2子に対する減免はない。
- (2) 年収360万円未満相当の世帯について、年齢制限がなく、児童数をカウントしている。



○ 新 た な 支 援 実 施 後

- (1) 年収に関わらず、年齢制限なく児童数をカウントする。

